

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成23年度
計画改定年度	平成27年度 平成30年度 令和3年度
計画主体	小千谷市

小千谷市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	農林課 農政係
所在地	小千谷市城内2丁目7番5号
電話番号	0258-83-3510
FAX番号	0258-83-2789
メールアドレス	nourin@city.ojiya.niigata.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	カラス、カワウ、サギ類、カモ類、タヌキ、ノウサギ、ハクビシン、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	新潟県小千谷市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積 (ha)	被害金額 (万円)
カラス	野菜、果実、水稻	0.3	24
カワウ	魚類	-	742
	錦鯉	1.5	225
サギ類	魚類	-	135
カモ類	水稻	-	-
タヌキ	野菜、水稻	0.3	16.1
ノウサギ	野菜	-	-
ハクビシン	野菜、果実	0.1	8.7
イノシシ	野菜、果実、水稻	1.08	178.4
ツキノワグマ	果実	-	-
合計		3.28	1,329.2

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、錦鯉以外の水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>【カラス、カモ類、タヌキ、ノウサギ、ハクビシン】 市街地周辺の農地域、中山間地域問わず、市内全域において以前よりカラス、タヌキ、ノウサギが生息しており、野菜や果実などは食害、水稻については踏み荒らしによる被害が見受けられる。</p> <p>【カワウ、サギ類】 近年、周辺地域からの流入によりカワウやサギ類の生息数が増加し、信濃川や養鯉池において淡水魚、錦鯉に被害が出ている。市内信濃川下流域では、カワウのねぐらやコロニーとなり得る場所があることから、今後の生息域の動向について情報収集を行う。</p> <p>【イノシシ、ツキノワグマ】 イノシシによる農作物の被害が増加傾向にあり、中山間地域を中心に水稻への被害が見受けられる。ツキノワグマによる農作物への被害は把握で</p>

きていないが、市内において目撃情報が多くあることから人身被害が懸念されている。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	被害面積 (ha)		被害額 (万円)	
	現状値 (2年度)	目標値 (5年度)	現状値 (2年度)	目標値 (5年度)
カラス	0.3	0.27	24	21.6
カワウ	1.5	1.35	967	870
サギ類	—	—	135	121
カモ類	—	—	—	—
タヌキ	0.3	0.27	16.1	14.4
ノウサギ	—	—	—	—
ハクビシン	0.1	0.09	8.7	7.8
イノシシ	1.08	0.97	178.4	160.5
ツキノワグマ	—	—	—	—
合計	3.28	2.95	1,329.2	1,195.3

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>■新潟県猟友会小千谷支部（以下「猟友会」）による有害鳥獣捕獲の実施（年2～3回） ※2回／年（令和2年度） カラス 49羽 タヌキ 0頭 ハクビシン 2頭</p>	<p>猟友会の会員の高齢化、担い手の育成、また会員の確保など</p>

防護柵の設置等に関する取組	■銃器を用いたカラス・カモの追払い活動を実施（令和2年度）	住居近隣地での追払い
---------------	-------------------------------	------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

カラス・カワウ・サギ類・カモ類
カラス、カモ類は、被害発生地域の要望を考慮して有害鳥獣捕獲を実施し、個体数の増加を抑えるとともに被害軽減を図る。また、放置野菜や果樹の除去等に関する啓発等を行い、野生鳥獣を誘引しにくい集落の環境づくりに努める。
カワウ、サギ類は、生息域が広範囲であるため、周辺自治体を含めた関係機関と連携を図りながら広域的な取組を実施する。
タヌキ・ノウサギ・ハクビシン
被害の発生している地域を中心に、地域の実情や要望を考慮した上で、有害鳥獣の捕獲活動を実施隊に依頼し、その隊員による巡回と、箱わなを使用した捕獲を実施する。また、放置野菜や果樹の除去等に関する啓発等を行い、野生鳥獣を誘引しにくい集落の環境づくりに努める。
イノシシ・ツキノワグマ
イノシシに関しては、被害発生地域の要望を考慮して箱わな、くくりわな、銃器を用いた有害鳥獣の捕獲活動を実施し、個体数の増加を抑える。また、放置野菜、残渣の適切な処理に関する啓発等を行い、集落の環境整備に努める。
ツキノワグマに関しては、人里での目撃情報が増加しているため、突発的な出没による人的被害の防止として住民への注意喚起、パトロール、必要に応じて捕獲に努める。
猟友会の会員の高齢化、担い手の育成
銃器及びわなの免許の新規取得者の増加を図るため、必要な経費の支援策を検討する。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

カラス・カワウ・サギ類・カモ類
カラス、カモ類は、市が実施隊と連携して有害鳥獣捕獲を実施する。 農家や住民からの駆除依頼に基づき、実施隊が銃器による捕獲活動を実施する。 カワウ、サギ類は魚沼漁業協同組合を中心に被害状況や個体数の把握を行い、小千谷市錦鯉漁業協同組合に対して情報提供を行う。魚沼漁業協同組合は必要に応じ実施隊と連携して有害鳥獣捕獲を実施する。
タヌキ・ノウサギ・ハクビシン
小千谷市鳥獣被害防止対策協議会実施隊が有害鳥獣捕獲作業を実施する。 各集落からの被害調査結果と、被害のあった集落からの捕獲依頼に基づき、実施隊が箱わなを用いた捕獲活動を実施する。
イノシシ・ツキノワグマ
被害のあった集落からの捕獲依頼や目撃情報に応じ、実施隊が銃器、わなによる捕獲活動を実施し、市は広報やホームページ等により住民や関係機関への情報提供と注意喚起を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	カラス、カワウ、サギ類、カモ類、タヌキ、ノウサギ、ハクビシン、イノシシ、ツキノワグマ	鳥類に関しては、銃器による捕獲を実施する。 獣類に関しては、箱わなによる捕獲を実施する。ただし、イノシシに対しては、銃器、くくりわなも、ツキノワグマに対しては、銃器も用いる。
4年度	同上	同上
5年度	同上	同上

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
新潟県が作成する鳥獣保護管理事業計画、第二種特定鳥獣管理計画との整合性を図りながら、地域の被害状況、生息状況を勘案した中で捕獲計画数を設定する。	
令和2年度の有害鳥獣の捕獲実績は、カラス49羽、カモ1羽、ハクビシン2頭、イノシシ4頭であり、カラスについては令和3年度以降も引き続き、銃器による捕獲を実施するが、カラスの移動性を考慮して捕獲活動の実施範囲の拡大と活動期間の延長をする見込みから、捕獲計画数を設定した。カモ類については被害状況に応じて必要数を捕獲する。タヌキ、ノウサギ、ハクビシンについては近年の捕獲実績を踏まえた上で捕獲計画数を設定した。	
カワウ、サギ類については魚沼漁業協同組合を中心として、状況に応じた数を捕獲する。また、カワウについては信濃川水系カワウ対策検討会で対策を検討する。	
イノシシについては近年個体数、被害ともに増加傾向であり、被害防除の必要性から捕獲計画数を設定した。	
ツキノワグマについては注意喚起と追払いを基本とするが、住民の安全確保の観点から、必要に応じて最小限の捕獲を実施する。	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
カラス	120羽	120羽	120羽
カワウ	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
サギ類	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
カモ類	状況に応じて	状況に応じて	状況に応じて
タヌキ	20頭	20頭	20頭
ノウサギ	10羽	10羽	10羽
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
イノシシ	20頭	20頭	20頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・カラスについては、計画的な銃器による捕獲を実施する。 ・カモ類については、状況に応じて銃器による捕獲を実施する。 ・カワウ、サギ類については、ねぐら・コロニーの状況や魚類への被害状況等により銃器等による捕獲を実施する。 ・タヌキ、ノウサギ、ハクビシンについては、被害地域を対象に、実施隊による箱わなの設置による捕獲を実施する。 ・住民等からの駆除要望については、市が実施隊へ銃器等による捕獲を依頼する。 ・イノシシについては、被害地域を対象に実施隊員による銃器、箱わな、くくりわなを用いた捕獲を行う。 ・ツキノワグマについては、人身被害防止を最優先とし、必要最小限の捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>中山間地を中心にイノシシによる農作物被害やツキノワグマの目撃が増加していることから、箱わな、散弾銃を用いた捕獲が困難な場合には、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p>

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3年度	カラス、カモ類、カワウ、サギ類、タヌキ、ノウサギ、ハクビシン、イノシシ、ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査による有害鳥獣の生息地区等の把握 ・放置野菜及び果樹の除去、廃棄農産物に関する啓発の実施 ・定期的なパトロールの実施 ・周辺住民への注意喚起 ・情報収集及び関係機関との調整
4年度	同上	同上
5年度	同上	同上

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

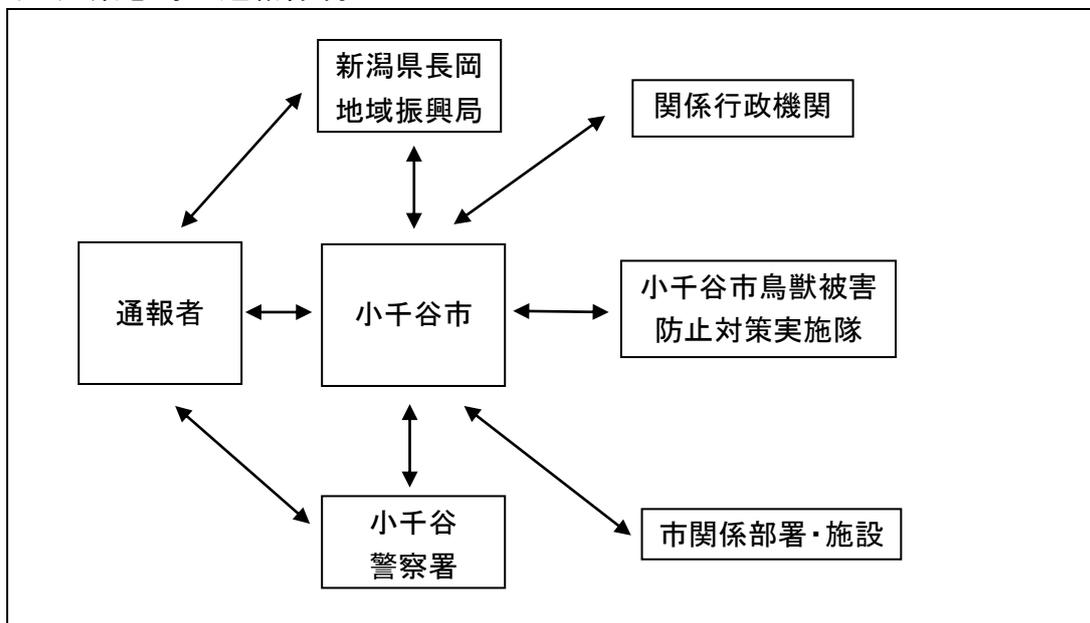
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
新潟県長岡地域振興局	関係機関との連絡調整、注意喚起、鳥獣被害防止に関する指導・助言
小千谷市	関係機関との連絡調整、注意喚起、捕獲許可
小千谷警察署	パトロール、関係機関との連絡調整、注意喚起、銃刀法に基づく安全管理指導・助言
小千谷市鳥獣被害防止対策実施隊	対象鳥獣の捕獲・追い払い

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な場所での埋設、焼却処分場での焼却により処理を適切に実施する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食

品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小千谷市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
越後おぢや農業協同組合	有害鳥獣による農林水産物等の被害の情報収集、被害防止対策の普及・啓発
新潟県農業共済組合魚沼支所	同上
魚沼漁業協同組合	有害鳥獣による農林水産物等の被害の情報収集、被害防止対策の普及・啓発 猟友会と連携した有害鳥獣の捕獲活動の実施
小千谷市錦鯉漁業協同組合	同上
新潟県猟友会小千谷支部	有害鳥獣の捕獲活動の実施
小千谷市	協議会事務局の運営、関係機関の連絡調整、構成機関との連携協力、有害鳥獣による農林水産物等の被害の情報収集、被害防止対策の普及・啓発、鳥獣保護管理員との連携協力

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長岡地域振興局農林振興部	有害鳥獣による農林水産業への被害状況など情報提供、当協議会が実施する事業、運営方法についてのオブザーバー

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成28年度に設置。猟友会を中心に魚沼漁業協同組合、小千谷市錦鯉漁業協同組合で構成され、捕獲活動、防除活動は主に猟友会が行う。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状

況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

専門家・有識者から有害鳥獣に関する情報の提供、被害防止対策の指導を受ける。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域においては、捕獲に非鉛製弾等を使用するよう、捕獲従事者等に指導する。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。